

令和 6 年 7 月 26 日
高齡施策担当部介護保険課

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについて

- 1 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスとは【資料 9、10 関係】
 - ・ 高齢者が要支援・介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な区市町村で提供される介護サービス
 - ・ 原則として、その区市町村の被保険者のみが利用可能
 - ・ 指定・指導監督の権限は、保険者である区市町村が有する。指定期間は 6 年間で期間満了で指定更新が必要
 - ・ 地域密着型サービスは、要介護の方が利用できるもの、地域密着型介護予防サービスは、要支援の方が利用できるもの
- 2 地域密着型サービス等の種類・サービス内容・区の指定方針
第 9 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定められた整備計画を踏まえ、「練馬区地域密着型サービス実施指針（令和 6 年 4 月）」で指定方法等を定めている。

種類	サービス内容	区の指定方針	事業所数	
			令和 6 年 7 月 1 日 現在	令和 6 年 8 月 1 日 見込み
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護	令和 8 年度に向けた整備目標数を定め、公募により整備	15	
看護小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、宿泊および居宅への訪問介護・訪問看護	令和 8 年度に向けた整備目標数を定め、公募により整備【資料 9、資料 10 関係】	8	9
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居	令和 8 年度に向けた整備目標数を定め、公募により整備(原則 ^{*2})【資料 9、資料 10 関係】	39	40
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営している事業所に限り、新たな整備を可能とする。	2	
地域密着型通所介護	利用定員が 19 人未満のデイサービス	新たな整備は行わず、普及啓発に取り組み、利用率の向上を図る(原則 ^{*1})【資料 9 関係】。	104	
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス	新たな整備は行わず、普及啓発に取り組み、利用率の向上を図る(原則 ^{*1})。	11	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、宿泊および居宅への訪問介護		15	

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入居	新たな整備は行わない。	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用特定施設への入居	(指定を想定していない。)	0

* 1 新たな整備は行わないが、事業譲渡または組織再編により運営法人が変更になる場合は変更を可能とし、その際は、廃止、指定の手続が必要となる。

* 2 認知症対応型共同生活介護については、看護小規模多機能型居宅介護との併設を基本として整備を進め、看護小規模多機能型居宅介護の整備目標数の達成後は、既存施設の定員変更またはサテライト型の整備により、整備目標数の達成を目指す。

3 地域密着型サービス事業者等の新規指定について

原則として、公募の申込みがあった際に、地域包括ケア推進協議会にて事業計画の概要や運営体制等について協議（非公開）を行い、区の法人選定委員会で審査の上、選定し、整備を進める。開設の準備が整い、事業者から新規指定の申請を受けた際に改めて確定した指定年月日等を報告する。【資料 9、10関係】

4 地域密着型サービス事業者等の指定更新について

6年間の指定有効期間の期間満了前に事業所より提出された指定更新申請書に基づき、事業所に対する実地指導の内容を踏まえ、事業所の指定更新を行う。年度の最後の本協議会にて報告する。

5 区外の地域密着型サービス等の利用について

区民が区外の地域密着型サービス事業所を利用したい場合、原則として、関係保険者間で事前協議と同意が必要になる。それが整った段階で、事業所の新規指定または指定更新を行う。年度の最後の本協議会にて報告する。